

平 群 町 議 会
総 務 建 設 委 員 会 記 録

招 集 年 月 日	令和3年12月8日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 (開 議)	12月8日午前10時0分宣告	
出 席 委 員	馬 本 隆 夫 長 良 俊 一 森 田 勝	井 戸 太 郎 稲 月 敏 子 山 田 仁 樹
欠 席 委 員	な し	
紹 介 議 員	山 口 昌 亮 稲 月 敏 子	植 田 い ず み
参 考 人	多 田 恵 一	須 藤 啓 二
会 議 事 件 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 事 業 部 長 住 民 生 活 課 長 経 済 建 設 課 長 経 済 建 設 課 主 幹	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 岡 弘 明 川 西 貴 通 大 浦 孝 夫 島 野 千 洋 浅 井 利 育 寺 口 嘉 彦 酒 井 智 志
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹	西 谷 英 輝 高 橋 恭 世
付 託 事 件	請願第2号 生駒平群発電所(太陽光)防災工事について 住民の安全を守る確実な対策を求める請願書	

再 開 (午前10時00分)

○委員長 (馬本隆夫)

皆さん、おはようございます。ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設委員会を再開いたします。

これより会議を開きます。

(ブー)

○委員長 (馬本隆夫)

当委員会に付託を受けました案件は、請願第2号 生駒平群発電所(太陽光)防災工事について住民の安全を守る確実な対策を求める請願書の1件であります。

請願第2号 生駒平群発電所(太陽光)防災工事について住民の安全を守る確実な対策を求める請願書を議題といたします。

初日の本会議で紹介議員から趣旨説明を受けておりますので、省略いたします。

なお、去る12月7日の総務建設委員会で請願代表者2名の方々を参考人として招致することが決定されましたので、本日は請願代表者の多田様と須藤様に参考人として、また請願の紹介議員であります山口議員、植田議員、稲月議員に御出席をいただいております。なお、稲月議員は当委員会の委員でありますので、委員席に着かれています。よろしくお願いを申し上げます。

請願代表者の多田様と須藤様、本日は御多忙中に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。参考人におかれましては、本委員会の審査目的を御理解いただき、円滑に進行できますよう御協力をお願いする次第でございます。

これより意見を述べていただくこととなりますが、御意見を拝聴する前に進行方法について申し上げます。初めに参考人からの御意見を述べていただき、その後、議員から質疑を行うこととしております。

なお、参考人に念のため申し上げます。御発言の際にはその都度、委員長の許可を得て、現在の御自席で御起立の上、御発言くださいますようお願いを申し上げます。また、参考人は議員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承お願いを申し上げます。

それでは、これより参考人の請願代表者の方より意見を求めます。請願代表者の多田様と須藤様、どうぞ。須藤さん。

○参考人 (須藤啓二)

今日はですね、生駒平群発電所(太陽光)、いわゆるメガソーラーに関しましてね、防災工事について住民の安全を守る確実な対策を求めるという趣旨で請

願をさせていただきたいということで来ました。要旨のほうで書いておるんですが、実は伐採をされてから長期間、山の状態っていうのが危険な状態が継続してるということで、一応参考資料としましてですね、プリントしたものを準備させていただきましたので、そちらを見ながらちょっとお聞きいただけたらと思います。

まず最初の1枚目なんですけど、開発地の状況がどうなってるかということで、ちょっと古いんですが、2006年の写真を左側につけてございます。これにつきましては、森林の状態を御覧になっていただいたら、相当鬱蒼とした形で森林が形成されてると。実は、これよりさらに30年ほどになりますとね、この谷筋っていうのは段々畑が作られてましてですね、きれいな景色があったと。その後、この辺りはなかなか人手が問題やということなんかもお聞きしてましてですね、なかなかその維持が難しいというようなことも聞いてます。2006年の状態ではこういう森があったと。

右側の写真なんですけど、これがですね、今年7月にカメラマンが撮った写真なんですけど、かなり森林伐採された状態で、土砂がこれで写真を見る限りですね、ほとんど8割に近いんじゃないかというレベルまで露出してしまってるということで、最近も現場をフラワーロードから見せていただくんですけどね、相当土砂が流れ出てる。ガリと言うんでしょうか、雨で溝がつくられてしまってるということで、相当危険な状態だというふうに思うんです。

2番目、見てください。傍聴の方は下の段になるかと思いますが、一応ですね、業者さんが先日の10月の説明会でおっしゃってる伐採の範囲なんですけど、30ヘクタールということで、30.1なんですけど、正確にはですね、の雨の変化ということで、ごく簡単な計算なので載せさせていただいたんです。30ヘクタールで195ミリっていうのは、50年確率の今回の事業の許可基準になると思います。195ミリ、これ、1日当たりの雨量が降った場合に、伐採前はそのうちの6割が流れ出る。4割については森なり、土壌なりが吸収するんだろうということで6割、これは県の基準なんです。計算しますと3万5,100っていう雨が下流に流れ出ると。伐採が行われたとして、緑地が20%程度残ってるというふうな計算をさせてもらってるんですが、ですから8割の24ヘクタールに関しては、195ミリ降った雨はそのまま、これ、1.0ということで、土壌は基本的に吸収しないということなんです。これも県の基準です。それと2割として、30の2割ですから6ヘクタールについては195ミリで、0.7という基準になります。これも県の基準なんです。合計しますと5万5,000弱というふうな雨の量になるんですよということなんです。これは県の基準のと通りの計算になるんです。ということは、この

森が1番目の写真のように伐採をされた状態が、我々の監視では3月末にはこういう状態になってたっていうのが分かってますのでね、この段階から今に至るまで雨が流れ出る可能性があるということですね。

それに対しまして、県のほうの林地開発許可制度でどんなふうになってるかといいますと、下流域において水害が発生するおそれがあるかということで審議されるんですが、「開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下に調整できるものであること」というのが許可の基準です。そういうピーク流量がですね、以前よりも上回る場合には洪水調整池の設置ということを義務づけてるんですね。

今回、これで3万5,100から5万5,000弱まで増加した場合にですね、3万5,100まで下げなさいっていうのが県の基準なんですね。だから、その差額というんですか、増加分、2万立米あたりはですね、どこかでクッションを取らないとあかんということになるんですね。請願のほうでは1.5倍程度って書いたんですが、計算では1.6ぐらいかなということを書かせてもらいました。

それに対して、事業者さんはどんなふうな対応をされてるかということで、3枚目のページになるんですが、左側は業者さんが住民説明会で配付された資料です。色を囲ったところは私がつけたんですが、伐採前は2万3,478、これ、数字が違うというのは、業者さんがこの数字を5年確率っていうもうちょっと低い危険度で設計したというふうに説明をされました。その5年の確率については、何か根拠があるのかということをお聞きしたら、要は河川工事の際にこういう基準を使ってるんだということで、かなり私としては曖昧な数字かなというふうに感じてます。ということで、これは計算が若干違います。それに対して、伐採後は2万9,770ですと。伐採後から伐採前を引くとですね、差額というんですか、増加分が6,292になると。この分を調整層を造るという説明だったんですね。

ここでちょっと技術的な話になるんですが、2万3,478っていう当初の伐採前の数字はですね、これが何らかの形で流れ出てですね、流し切れない6,300程度の水をためるんだというのが説明になってるんですが、2万3,500ぐらいの水が流れ出るところがないんですね。その説明は右側の図面なんですけど、これ、業者さんの図面に私が若干修正したんですが、土のう袋で、この絵でいうと400立米という例を書かれてるんですが、本来でしたら、この池から何らかの形で暗渠か何かで埋められた管で抜いていくということが必要になるんですね。それをつけてないということは業者さんが確認してるんですが、つけてないということはこの池が1時間程度で大雨のときですね、いっば

いになってしまうと。それを超えると、この右側の下の絵になるんですが、真ん中辺りに切り欠きがございます。ここからオーバーフローして出ていくんだということになるわけなんですね。そうなりますと、一切のコントロールが不能になりますので、降った雨がそのまま出てしまうということで、先ほど申し上げた県の許可基準からは大きく外れてですね、下流住民に危険が迫ってくるんだということになるわけなんですね。ですから、この調整池っていうことがですね、今現在もまだ施工されていません。沈砂池はもちろん11か所やられて、昨日の県議会ではほぼ完了したというふうには聞いたんですが、調整池がないということですね、本当に大雨のときに一切対応できないということになります。

次のページ、これ、ちょっと参考につけさせてもらったんですが、左側が業者さんが説明会に出された仮設防災沈砂池の例という記述であるんですが、これは調整池です。どこから見ましてもね、こんな大きな沈砂池というのはあり得ませんので、これは業者さんがどういうわけか沈砂池ということでは呼ばれてるんですが、これは調整池なんですね。それに対して、今実際やられてる工事というのが右側で、土のう袋で仮に谷の部分にためるんだという仕組みになってるんですね。この違いはやっぱり相当大きく乖離してるということですね、やっぱり左側のような調整池、例えば実際には谷を使ったような形にはなるんですが、そういう調整池が必要やということで、これに関しましてはね、県のほうにもずっと申入れしてまして、今現在も話の途中です。

次のページ、これがですね、今回の計画で影響する範囲が櫛原のほうの川と椿台のほうに流れてくる水路、それから大釜川っていうことで、3本、大きく分けましてね、エリアが分けられてですね、特に櫛原川、それから今回の椿台に流れてくる川と二つあるんですね。そのうち左側のK-5という写真、これも業者さんが申請書につけた書類なんですが、下のほうに位置をちょっと書かせてもらったんですね。ちょっと特定は、私は説明しにくいんですが、櫛原川が鳴川から流れてきて、1回北に向いて迂回して、もう一度緑ヶ丘のほうへ向いて流れ出ていくっていう、赤の丸の部分なんですね。ここで二つが鳴川から来るのと、今回の計画地から出てくるのが合流する地点です。ここで50年確率ということでピーク流量を計算しますとね、1秒間に26.5立米という雨が流れてきます。ピーク流量の説明というのは非常に難しいんですが、遠いエリアと近いエリアが到達する時間がずれるんですね。ですから、その計算をしまして一番ピークになるのはいつかというのを計算するようになってます。これはどうしても専門的な話なんで、ちょっと説明は省略させていただきますが、それに対して河川の流下能力っていうのは5.2ということですね、この櫛

原地区のこの部分でも50年確率のような大雨が降りますとね、もう間違いなく水は流せないということなんですね。さらにこれが増えてしまうということなんです。

右側のほうがですね、これは営農団地と呼ぶんですか、私は正確には分かりませんが、横の道路側溝なんですね。60センチ、60センチの道路側溝で、若干大きいサイズになってるんですが、やっぱりここは非常に狭くて、ただし、ここはエリアとしては流れ込む流域と申し上げるんですが、非常に小さいもんですからね、先ほどの北部のほうは櫛原地区で奥の森までエリアがありますんで水の量は非常に多いんですが、こっちのほうはエリアが小さいです。ですから、ピーク流量は1.65という計算になるんですね。それに対して流れ出る能力というのは0.68、これもやっぱり大きく足りないということで、どっちにしましてもですね、今回森林を伐採することによって、もし50年確率の雨が降ればね、間違いなくどちらの地区でも災害が起こるということでね、それはやっぱりどうしても対策が必要やというふうに私は考えてます。

一番最後ですかね、実際にどんなんなってるのかということですね、北部の水路も櫛原川のほうも見たいんですが、なかなかちょっと場所的に近寄れないというのもありまして、樁台の写真をつけさせてもらってるんですが、この日が今年の7月8日です。生駒山がアメダスの一番近い地点なんですが、この日にはピークとしまして22ミリ程度なんですね。この右の写真のような状態になってるということで、間違いなくこれは現場からの水なんですね。ちょっとルートをたどればすぐ分かるんですが、現場からこういう濁水が出てきてしまっていると。危険なのがですね、非常にピークが出てしまうということなんですね。あつという間に出てきて、雨がやむと、あつという間に引いてしまうということで、これも非常に危険な状態を示してると思います。これが22ミリ程度の雨ですので、例えば100ミリだとか150ミリ、許可基準の195ミリとかっていう雨になるとね、間違いなくこの水路はあふれるということなんです。これが樁台の住宅のすぐ横だということをぜひ考慮いただきましてね、やっぱりこれはどうしても対策が要るんだということで、御検討をぜひいただきたいというふうに考えてます。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（馬本隆夫）

多田さん、どうぞ。

○参考人（多田恵一）

今、須藤代表のほうから説明いたしましたけれども、そのほかに私のほうでは住民感情というか、住民の本当の声ということ、それに寄り添った形で、こ

の議事が進められるべきだという具合に思いますので、実際に今説明された、この資料の4ページにございますフレコンバッグの沈砂池ですね、これで本当に大雨のときの災害が防げるのかという問題も、皆さん、見ただけでお分かりになると思います。とても防げないんですよ。これは防災工事として応急の防災工事でこれをやったんですけども、応急の防災工事としても非常に不十分なものであります。それが今、須藤が説明したとおりです。こういうフレコンバッグを置いた沈砂池を11か所造るわけですけども、逆に大雨のときはフレコンバッグを置いただけの沈砂池というのは、大雨がそれを超えてしまえば、逆にそこからフレコンバッグが流れて、さらに大きな被害を起こすおそれがある。災害を増幅させるおそれさえあるわけです。ですから、これが防災工事として適正なものということにはならないと。今も申しましたけれども、調整能力のある、そういう大雨のときでも耐えられるようなきちんとした調整池、その設置が必要であるという具合に私らは思っておりますし、この件に関して言えば、県の当局のほうも、あるいは業者のほうも、フレコンバッグの沈砂池だけでは不十分で、危険があるということについては県も業者のほうも認識しておられます。そういうような答弁を頂いております。ですから、これだけでは駄目だということは、もう皆さんが認識しておられるわけです。

でも、ところがですね、2021年ですか、流路変更を伴う変更許可申請の段階においては、その段階で流路変更を伴う許可申請が、今後いつ許可されるのかというのははっきりしておりません。今のところ、偽装のデータによる許可であったということが判明いたしましたので、工事が止まっております。ですから、この流路変更を伴う許可申請が許可されるのかどうかというのは非常に不透明で、これがもし許可されるにしても、例えば当初の偽装されたデータに基づく書類の修正をまず行うのが1点、それから県における森林審議会での審査が必要ということが2点目、それと同時に下流住民に対する説明会、これが3点目としてございます。この下流住民に対する説明会というのは、いまだかつて一度も行われておりません。

今年の3月7日の樺台住民に対する説明会でも、流路変更に関する説明は一切なくて、当初の計画に基づく説明しかされておられません。このときに流路変更のことについては、隠されたままで説明されました。しかも、10月3日、7日、14日、説明会が行われたわけですけども、それは応急防災工事のやり方について説明されただけだった。それは何かといたら、今言ったフレコンバッグの11か所の沈砂池を造ると、それについての説明会がされただけであって、流路変更に伴う説明会は、これまで一度もなされておられませんということがございます。

そういうことがありますて、これらのことを考えると、今度の流路変更の申請が許可されるということについては、万が一許可されるにしても、これは1年先、もっと先の話になるかと思えます。手続上の問題からしても、もう1年以上先の話になるであろうと。そうすると、私たちは今の状態で1年間以上、あの状態でいいのかという問題です。今、須藤のほうから申し上げたように、非常に危険な状態です。非常に危険な状態で、来年の梅雨シーズン、そして台風シーズン、それを乗り越えられるのかという問題。そこで、もしその段階で災害が起こった場合は、これは犯罪に値すると思えます。なぜならば、県も業者も危険であるということ認識しているわけですから、認識した上でさらにそこで災害が起こった場合は、これは不作為の犯罪ということに値するかと私らは思っております。県のほうでも、今度こそだまされないように慎重に精査するという具合に申しておりますので、今言ったように、許可が下りるにしても1年以上先の話と。だから、それまでの間の危険を除去するためには、今言ったような調整能力を持ったきちんとした調整池、これが必要であるという具合に思いますし、その必要性については皆さんが認識されているところなんですけども。

それと昨日、実はこのメガソーラー工事中止を求めるという署名を県のほうにも、それから町のほうにも提出させていただきました。それによりますと、1次分と合わせると9,000筆を超える署名が出されております。第2次分においては、今までメガソーラーに関して御存じでなかった南西地区の方々からも大変たくさん署名を頂いております。その後の締切り後なんですけれども、集計後ですけれども、私のところにはぼつぼつと2筆、3筆の署名が届けられております。わざわざ署名を取りに来ていただいて、書いてまた持ってきていただくと。そういう意味では、皆さんにも認知され、皆さんが心配されている状況です。その署名が届けられるときに、郵送で送られてくるものもあるんですけれども、その中に子育て中のお母さんとか、それから高校生と思われるような若い方からの手紙と一緒に添えられている場合がございます。皆さん、平群町の将来をとにかく憂うというような、その思いが切々と手紙の中にはつづられております。どうか、これらの方々のそういう願いを、ぜひ心を開いてお聞きいただきたいという具合に思います。平群町民の安心安全を図るために、直ちに今必要な防災工事の実現に向けて、どうか皆さんの力を貸していただきたいという具合に私は思ひまして、趣旨説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（馬本隆夫）

ありがとうございました。以上で参考人の意見の陳述を終わります。

これより請願第2号に対する質疑に入ります。

請願代表者の多田様と須藤様、また紹介議員並びに当局に対し、質疑がありましたら、お願いいたします。森田委員。

○委員（森田 勝）

多田様、須藤様、本当に御苦労さまでございます。先ほど須藤様から御説明いただきました内容についてですね、ほとんどの議員が技術的なことで、ほとんど理解できないものが多いと思うんですね。それが現実だと思うんですね、それをお断りをした上でですね、今の御説明いただきました内容についてですね、許可権者の奈良県のほうには同様の説明はされておられるのでしょうか。まずその1点、お尋ねをいたします。

○委員長（馬本隆夫）

須藤参考人。

○参考人（須藤啓二）

前回寄せていただいたのが12月3日ですね、さらに詳しい資料等を県のほうにも提出させていただいてます。それについては、実は町長のほうにお願いして、4月段階で要は伐採を完了した状態ですね、流路の勾配の、県のほうは間違いとおっしゃってますが、我々は偽装だと言ってるんですが、その件について非常に心配だということで意見書を出していただいて、そのときに実は併せて防災の件につきましてはね、県のほうには文書でお願いをした。その後、もちろん県から工事の停止を命じられた段階、伊豆山の土砂災害の起こった後、それから8月、9月、10月とずっと連続して、防災についてはずっと繰り返し資料もお出しして、県のほうにはお願いしてるということです。

○委員長（馬本隆夫）

森田委員。

○委員（森田 勝）

今、須藤様から御説明いただきましたように、同様の説明を県にもしていただいているということはよく分かりました。ありがとうございます。

当局にお尋ねします。先ほど御説明がありましたように、熱海の土砂災害は7月でしたかね。災害が出て死亡者が出る甚大な被害が出たという事故を受けてですね、私のところにもですね、「メガソーラーは大丈夫か」とかいうような質問が来てるんです。それで国がですね、緊急調査を県に命じたというふうに聞いているんですけども、当該の地区もそれに該当してたと思うんですけども、県はどのように判断されたのでしょうか。

○委員長（馬本隆夫）

事業部長。

○事業部長

国交省のほうからもありまして、奈良県でも林地開発に関する盛土の調査について行っております。8月4日よりですね、盛土に伴う林地開発の造成地を対象に奈良県が調査に入りました。県内で合計39か所の該当する盛土事業があったわけですが、そのうち平群町では7か所該当する物件がございます。基本的に、この調査の段階ではこの7か所とも異常なしとの判定をされております。ただし、そのうちの2か所に関しては、排水口の土砂を撤去して適正に管理するよう指導されたと。そのうち1か所については、応急防災計画に基づき早急に実施するよう指示されたと。この応急防災計画に基づき早急に実施するよう指示された箇所についてが、今回の太陽光発電の用地であったというふうにお聞きしております。

以上です。

○委員長（馬本隆夫）

森田委員。

○委員（森田 勝）

今、島野部長からお話がありましたけどもね、当該地が何か問題があるということだったんですけども、その対策工事はもう終わってるんでしょうか。

○委員長（馬本隆夫）

事業部長。

○事業部長

ここで県が応急防災計画に基づき早急についていう話で指示されたわけですが、これがどの部分に当たるのかというのは具体的にはお聞きしておりません。町のほうにもですね、事業者と奈良県のほうもいろいろ協議されてると思うんですが、その協議の中で合意された部分については町のほうにも情報として入ってくるんですが、協議中のことについてはなかなか詳細が町のほうには入ってこないというのがありまして、先日あった奈良県議会で、代表質問とそれに対する答弁ということで、初めてある程度の状況がつかめたというところもございます。

応急防災工事なんですけど、11か所の沈砂池を設置するということに関してはですね、ほぼ完了しているというふうにはパトロールの中でも確認しております。その沈砂池というのは、先ほど御説明されました大型の土のうで造った沈砂池ということでございます。これ以降に関しては、奈良県のほうでは防災調整機能を持つそういった施設を「調査、計画、実施について指導してまいります」というような答弁をされてますので、それが調整池であるのかなというふうには判断しております。

○委員長（馬本隆夫）

森田委員。

○委員（森田 勝）

今、島野部長からお話にありましたように、請願者から出ておる内容についてはですね、県も具体的に事業者に指示をしですね、事業者の協栄ソーラーステーションは、その指導に基づいて工事するという事になっておるのでしょうか。

○委員長（馬本隆夫）

事業部長。

○事業部長

今回のこの請願が出てからですね、私のほうでもちょっと事業者を確認をしました。奈良県の景観環境部長の答弁にもありましたような、防災調整機能を持ったものということで、県からの指導があるんじゃないかということで事業者のほうにも聞きましたら、これまで防災調整池の設置に向けて、県とは協議を続けているというふうに事業者側からは聞き取りをしております。調整池についてはですね、請願者の方がおっしゃってるような、恐らく規模のものに近いもので協議しているようなことですので、今後そういったものについて協議が奈良県と整いましたら着手されていくのかなというふうに考えております。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにございませんか。稲月委員。

○委員（稲月敏子）

須藤参考人のほうからも詳しくお話を聞かせていただき、島野部長のほうからも、県の今の見解のほうもお答えいただいているというところがございます。私もこの沈砂池ですね、防災工事が始まってそれからしばらくして見にまいりました。ちょうど、し尿の収集の中継所がありますよね。あの奥にも1か所沈砂池があるんですけども、そこを下から十分見れるので見せてもらいました。おっしゃるとおりに、大きな土のうがどんどんどんどん積み上げられていて、中に先ほどおっしゃった水がオーバーフローする場所っていうのを造られてて、そこから雨も降っていないときでしたけれども、水がずっと出続けてて、その水がフラワーロードのほうに流れてたというような状況も私も見てまいりました。

これは私は専門家でも何でもないんで、素人考え、一住民としての感想でしかないんですけども、ほんまにこんなもので大雨が降ったらひとたまりもないやないかっていうのが本音でありました。この夏場ですね、秋にかけての台

風も本当に幸いなことに来なかったというのがあるので、夏場はちょうどお盆頃に毎日雨が降るといふ状況が少しありました。今年の大雨っていうのでは、本当に若葉台の雨量計のほうをよく私は見てるんですけども、1時間雨量で20ミリというのがあったんです。そのときがこの中の写真に載せていただいているときだったというふうに思うんです。この日も竜田川の濁流というのは、私が朝早くに梨本辺りで竜田川の流れを見てたんですけども、すごい勢いで流れてましたし、一気に通常なら、山になってるところってというか、州になってるところがね、木が勝手に生えてるんですけども、それがそのまま見えるんですけども、それがほぼ上のほうまで隠れてしまうほどね、川の流れが増えていたっていうのを認識をいたしました。次、1時間ぐらいたったら、もうずっと引いてる。そんな状態であるというのは山が裸地になってしまっている、その影響だというふうにそのときは感じたわけです。

平群でもね、2017年、それと2018年ですね、2017年は10月の21号台風がやってきまして、これも相当大的な被害を平群町にももたらしたわけです。それと2018年、引き続いて7月に、梅雨と台風崩れの前線の影響で、2日間で205ミリの雨が降ったという記録を、私自身のニュースの中に書いてましたので、記録として残ってるわけですけども、1時間にそのときは35ミリの雨が降ったと。このときはスポーツセンターのアリーナの裏側が崩れたというね、2回目に崩れてるんですかね、これ。というふうに思います。若葉台のローズタウンのメガソーラーのところも、土砂がかなり流出をして、大変な状況になったっていうのが現状、こういう雨量も平群ではあるわけですよね。

やっぱり今年はたまたまなかったから救われたというのがね、現状やったというふうに思うんです。このままで長期間、今も放置された状態なんですけども、さらに1年、2年かかってね、放置されていくというのは本当に住民の生命、それから財産をどう本当に保障していけるのかというふうな心配があります。ちゃんとした防災の設備っていうのを整えるようにね、本当に今も町当局としても、業者にも県にもいろいろと協議をされたりとか話をさせていただいて進めようとはしていただいているんですけどもね、さらに力を入れてこれをしていただかなければならないというふうに思っています。

1点、ちょっとお尋ねしたいんですけども、この防災施設についての業者説明、先ほども言っていたように、10月に3日間にわたって住民に説明をされた。私も1日目に参加をさせてもらったんですけども、そのときに業者のほう、多分、村本建設の社員さんやっと思いますが、説明されてたんですけども、この小さな沈砂池がたくさん11か所、もう既にできたということなんです。

けども、大雨が降って土砂がそこにたまるわけですよ、沈砂池っていうのはね。「その沈砂池が埋まったらどうするんや」と、「あかんやん、雨は全部下へ行くやないか」という質問がされて、そのときにね、「土砂が埋まれば、その都度、土砂を除く」というふうに、「取り除いて運用する」というふうなことをおっしゃったというふうに私は記憶しております。けども、これって本当にそんなことができるんかっていうのが物すごい疑問やったんです。そんなんいつ雨が降るか分からない、夜中に降るときが非常に多いわけですよ、それで11か所の埋まった土砂を取り除きに行くっていうね、そんな力っていうのは無理やと思うんですよ。そこに何か機械でも全部配置して一斉にがっど動かすというようなことができるならば、まだ分かるんですけども、そんなことは不可能やしね、人はおれへんし誰がするんや。そんなことよう言うわっていうふうなことを思ったのが正直なところ、あったんです。そういうことって、土砂を取り除いて沈砂池が機能するというふうな説明をされたということに対してね、それが本当に大丈夫なものなのかっていうのをね、参考人の方たちのほうはどのようにお考えになりますでしょうか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○委員長（馬本隆夫）

須藤参考人さん、どうぞ。

○参考人（須藤啓二）

時間の関係であんまり詳しくは説明をさせていただいてないんですが、今回の防災工事はもう既に完了したということなんです、当初の案をですね、我々に提示されたのが盆明けの8月17日なんですよ。このときには、今と同じ内容なんです、それを調整池という形で県から説明も受けて資料も頂いた。県のほうと話をしましてね、先ほどの説明のとおりなんです、この池では水の調整は無理でしょうということを申し上げたら、9月のかかりやと思うんですけど、各自治会長さん等に改めて修正された内容の説明書が配付されました。そのときには「沈砂池」という呼び方に変えておられたんですよ。ところが、10月3日の説明会の中ではですね、やはり洪水調整機能があるよと、そういうふうな説明をされてるんですよ。そういう状態です、先ほど稲月委員がおっしゃったように、例えば大雨のとき、台風のとき、そのときに11か所の管理が実際に可能かということを考えますとね、平地でも私は難しいと思います。それは山の中ですからね、臨機応変に対応ができるかっていうと、これは非常にやっぱり難しいことやと考えておりますのでね。そういう意味では、ちょっと信用ができないなというふうに思うてます。

今の業者さんの説明がですね、そういうことで変遷してるということと併せ

ましてね、例えば伊豆山の報道の中だとかですね、それから例えば近場でしたら、先日、伏見の不法投棄の件が報道もされてたんですが、やはり業者さんが行政の言うことを100%そのまま聞いて、どんどんやっていくという事例がですね、実は本当に聞こえてこないんですね。どっちかという逃げ回る、例えば対応ができないだとか、それから金がないからとか内容的に不服やとかって、いろんな形でですね、例えば伏見の残土の捨場の辺りも、いまだにやっぱり解決をしてないんですね。行政はかなりはっきり撤去しなさいという方向を示してるにもかかわらず業者が対応できないということですね、やはり住民の監視だとか議会の意見っていうのは、私は非常に重要やということで、そういうこともありましてね、県のほうに任せておいたらそれでオーケーかという、実は先ほど言いましたように、当初は「沈砂池」を「調整池」ということで県は出してオーケーされてるんですね。やはりそういう意味では、なかなか十分信頼が難しいなど。やっぱり住民の声をぜひベースにしてですね、その上での対応、対策っていうことをですね、ぜひ議員の皆さんから業者のほうに意見を届けてほしい。その中で県の指導だとか町の指導なんかが私は生きてくるというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（馬本隆夫）

ほかに。稲月委員。

○委員（稲月敏子）

ありがとうございます。私も同様に感じたわけですがけれども、本当に行政が法に基づいて指導をしてるっていうのはね、だからそれで100%安心なんやっていうことは今のところ、この件に関してはないんやなっていうふうなことを実感としてね、この間のいろんな事例を目の当たりにする中で感じてきてますので、やっぱり住民の方たちは心配な思い、それがこの署名が9,000筆を超えていくような署名にどんどん増えてきてるっていうんかな、それが広がってきてる。心配な思いっていうのが署名に集まったんだっていうふうに私は思ってるわけで、その中でも最低限この災害を防いでいくための応急対策、これをきちんとしてほしい。当然のことながらしてほしいというね、住民の意見については本当に貴重なものやし、もっともっと言っていただくことが大事なんやなっていうふうに、再度これを出していただいて認識をしてきたところがあります。

今、雨の流れ、雨が用水路に流れている状態も、椿台のほうにも再々雨が、ちょっとここんところは行けてないんですけども、雨が激しく降ったときには見に行って、どのような流れになってるのかを私も見させてもらってるわけです。本当に住民の方たちの御心配っていうのはすごいよく分かるわけですね、一日も

早く、少しでも心配をなくしていく、そういうふうに町の皆さんにも、今も一生懸命やってくれてはるというふうに私は思っていますけれどもね、さらに意見を受けながらやっていただけるようなことっていうのをしていただきたいなというふうに思っております。これについては、別に御答弁を頂かなくても結構です。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにございませんか。山田委員。

○委員（山田仁樹）

参考人の多田さん、須藤さん、本日は御苦労さまでございます。先ほど工事の中止を求める署名も集めておられるというお話もありましたけど、その中で、一方で工事は現在中止になった状態で、工事が進められていけば、ここの資料にもありますように、調整池、仮設等であっても、造りながらですね、工事中の安全も確保しながら進められていくのが通常なんですけど、本格的に今止まった状態で心配である、そのために本格的な調整池を造るという思いも十分理解できるんですけど、一方で仮に調査池ができてはですね、数年たてば、しゅんせつ等、維持管理も当然必要になってきますよね。その維持管理っていうのは、通常、協定書も含めて工事完了では業者がやるというのは当たり前なんですけど、一方で調整池を造ることも必要であって、安全を確保することも必要なんですけど、数年先を考えたときに、そのしゅんせつと適正な維持管理はどうなっていくんだと。それができなければ、何ら調整池も意味を持たないものになってくる可能性もあるんで、その点については心配な部分もあるんですけど、その点はどう考えられてるんでしょうか。

○委員長（馬本隆夫）

多田参考人。

○参考人（多田恵一）

今の維持管理の問題も含めてですけども、委員から質問がございましたけれども、2月中頃から皆伐をいたしまして山は裸になりました。それから、県が中止の指示をしたのが6月中頃ですね。その間にどれだけのことがやれておったのか。皆伐した時点において、防災工事というのは一切なされておられません。小さな、大体5メートル四方の沈砂池が2か所、計画では8か所造ることになっておったわけですけども、そのうちの2か所しかできておりませんでした。それは2月に皆伐を始めて4月には終わっております。中止命令が出たのが6月の中ですね、6月20日ぐらいだったかな、中止命令が出た。中止命令が出るまでの間に、何らの防災工事は進められておりませんでした。ということとは、要するに防災を配慮しながら工事を進めていくという手順がなされてい

なかったということです。だから、その点においても、この業者のやり方っていうのは非常に何ていうかな、信用できないという具合に私は思っております。当然、皆伐して次をやっていくわけですから、その間において防災工事を手順どおりに進めていけば、ある程度のものができとったはずなんです。何もしてない、2か所の小さな5メートル四方の沈砂池ができただけです。それも県がストップしたときには、全部埋まっておりました。県のほうは、パトロールの段階で、沈砂池が全部埋まってるよということで指示して、ようやく小さな沈砂池のしゅんせつもやられたっていう状況です。だから、沈砂池が埋まったらすぐにしゅんせつするっていうのも、これもうそでした。だから、現実問題として、そういうことがありますので、手順どおりにやっておれば安全だったということとは言えないと思います。だって、今までそれをやってないんですもん、現実に。

それから、今後この維持管理をどうするんやと。これは私らも大変心配しておるところでございますけれども、当然、業者が維持管理をすると。その責任はあるわけですから、業者がやるべきことなんですけども、じゃあ、業者がいなくなったらどうするんやと言ったら、これはやっぱり県と町とで相談しながらやっていくしかないだろうなと。だって、業者が逃げていなくなっちゃったらどうしようもないですからね。我々がやるしかないんですと私は思っております。これは皆さん方でお知恵を出しながらやっていかざるを得ない。けども、だからといってやらなくていいということにはならないんですよ。だからといってお金がかかるから、維持管理にかかるから調整池を造らなくてもいいよという話には私はならないと思うんです。住民の命を大切にすることであるならば、やっぱりやらなきゃいけない。業者がいなくなったら、それは町とか県とかが相談しながら維持管理をしていくということになるんかと思えます。

○委員長（馬本隆夫）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

ありがとうございます。これまでのいろんな不信感の話もしていただいて、確かに数十年先の維持管理っていうのは悩ましい問題であって、なかなか町や県もそこに責任として入っていくのも大変難しい問題があるので、一番いいのは業者が適正に管理をしていただくこと。調整池を造っていただいて、安全安心を確保するというのも大切だという思いも理解をさせていただくところがございます。

理事者側にお聞きいたします。先ほど森田委員の質問の中で、県議会の一般

質問の中でこのことに関する調整池の指導等も含めた答弁もあったということなんですが、もう一度その辺のちょっと詳しく説明を頂きたい。

それと事業者のほうで、現在協議中ということの答弁も先ほどされましたけども、協議中というのはするもしないも協議なので、方向的に事業者としてはどういう考えを持った協議を進めておられるのかというのは、私も調整池を作成するという方向で協議しているということをちらっと聞いたんですけども、その辺は行政としてどこまで確認できているんでしょうか。お答えいただけますか。

○委員長（馬本隆夫）

事業部長。

○事業部長

先ほどの答弁の中で、県議会の件についてはお話しをしたんですが、もう少し詳しく言いますと、県議会のほうで公表されている内容ですからお話しをします。景観環境部長の答弁の中で、そのうちの一部ですが、「応急防災工事の一環として、現状で必要な防災調整機能の調査、計画、実施について指導してまいります」と。今後は指導していくというようなニュアンスでお話しなんですが、私が事業者から聞き取りましたことと言いますと、かなり前から調整機能を持った調整池の建設に向けて、その手法だとか規模なんかも含めていろいろと県と相談しているというふうにおっしゃってました。ですから、造るか造らないかを協議してるのではなくて、造ることを前提に、その中身についていろいろ相談をしているというニュアンスで私は聞いております。

○委員長（馬本隆夫）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

事業者のほうとしても、調整池を造るという方向で協議されているということで、現実的に調整池を造るとなると、切土、盛土が発生するんじゃないのかなと思うんですよね。そうすると地形を変更しなければならないということで、県とも協議の中身についても進めていかなければならないというのが、分からないなりの私の思いなんですけど、当然、切盛土が発生することになりますよね、どうなんですか。

○委員長（馬本隆夫）

事業部長。

○事業部長

請願者さんがお出しになったこの資料を使わせてもらうのは申し訳ないんですが、例えばこの4ページ目の仮設防災沈砂池の例というのを資料としてお出

しいただいてます。これで見ますと、やはり今回の太陽光発電の事業地っていうのはかなり面積も広いわけですし、そこから流出する雨水の流量をしっかり調整するとなればですね、イメージとしてはこの写真の左側にあるような沈砂池を造っていくということに当然なってくるというふうに考えます。そうすると、こういったものを造るための最低限の土の切り盛りっていうのは当然必要になってくるかなと思います。その沈砂池の規模ですが、この広大な面積の中で、なおかつ本体工事が許可を受けてですね、先ほど請願者さんがおっしゃった、1年後になるか、2年後になるかという話ですが、これは奈良県からも工事再開までのスケジュールについては、奈良県もまだ判断していないと。事業者自身もいつになったら工事が再開できるか、それはちょっとまだ分からないということで聞いてますので、それが1年になるか、2年になるか、もしくは半年になるか、それは町としても分からないんですが、その間やはりきちっと雨水調整をしていくということであればですね、例えば50年確率ということで本体工事がそうであれば、それに近いようなものが必要になってくるということであればですね、開発許可申請がされたときのような規模のものが必要になってくるのは当然かなと。それに必要な切り盛りは当然発生してくるのかなというふうには想像するところです。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにございませんか。井戸委員。

○委員（井戸太郎）

須藤さん、多田さん、本当にわざわざ来ていただいてありがとうございます。最初に言われましたように、須藤さんの説明もよく分かりましたし、専門的なことは僕もちょっと分からない部分があるんですけども、ここに書いてあることに関しても、もちろん理解もできます。ただですね、一つだけ気になることがございまして、やっぱりこの件についてですね、いろいろ会の代表としておられるわけですけども、ソーラーを考える会、私なんかでも、例えば若いお母さん方から相談を受けて、それに誠実に相談に乗り、話をしてたんですけど、私がない間にですね、いつの間にか僕がうそつき呼ばわりされてまして、それがどうも会の方の誰かから聞かれたっていうことがあったみたいなんです。僕もなぜか分からないんですけども、その関係の修復すらも立ってない状況でして、それも悲しい話なんです。だから、どこでどうなったのかよく分からないんですけども。

もう1点なんですけども、前回の請願でも出てきましたけども、いろんな議員さんが反対の討論をされましたけども、それについての怒りとかは分かるんですけども、ビラに出したりして批判するような内容もございました。共通し

と言えるっていうのは、議論する中での生まれた話だったりする中で、全部が平群町のために頑張ってる中で、そういうけんかを生み出しちゃってるんですね。けんかって言うたらおかしいですけど、心の痛みっていうんですかね。今、稲月委員もおっしゃいましたけど、住民の命を守るという意味では住民の心も守ってほしい部分があるんです。これは私の願いですけどね。はっきり言えばですね、相手は誰かというとソーラーですよ。にもかかわらず、やっぱり平群町民同士がいがみ合ったりしてしまうのは、どうしてもよろしくないのではないかと。僕としてはどうしても防ぎたいと思うんです。ですから、これは一つのお願いですし、あれなんですけども、言うなれば、そういう平群町民同士がいがみ合うような行動だけは、物すごくやってはることはすごいんですよ、すばらしいと思いますし、見つけたこともすばらしいと思います。業者の不正、私も業者に対しては不信感を持ってますし、だから条例作成に尽力してるんですけども。だから、その部分だけは本当に気をつけていただきたいというか、何とか努力していただきたいんです。平群町民同士がけんかにならないようにというか、その努力をですね、やっぱりその辺をいろいろ考え方があってね、腹が立つことももちろんあるんですけど、そこはみんなで一緒に前を向いて頑張っていこうという意味ではですね、そういうことを努力していただきたいなと、それを思うんです。もちろんね、そういう姿勢がね、姿勢というか、今のそういう形のお答えを頂ければですね、もちろん私もこの件に関しましても喜んで賛成させていただきますし、その辺ですね、ぜひともよろしく願いしますが、答弁のほうをよろしく願います。

○委員長（馬本隆夫）

多田参考人さん、どうぞ。

○参考人（多田恵一）

ありがとうございます。井戸委員のほうの思いというのはよく分かるんですけども、ただ、私のほうではどういうことでそういうような話が出てきたのかというのは全然分かりません。私のほうでは、当然のことながら住民同士が分断されるというのは大変不幸なことだと思っておりますし、そのようなつもりは全然ございませんし、もし考える会のメンバーが何かを言ったというんだったら、それはそれなりに、もしそれが本当であれば、私らとしても心してやっついていかなきゃいかんと思います。けども、私のほうからはそういうようなことは伝わっておりませんし、委員さんのほうにはぜひとも一緒に活動していただきたいという具合に思っております。この間も、県議会のほうにも行って、例えば小村議員ですね、それから維新の会の清水議員だとか、あるいは立憲の尾崎議員ですとか、というようなお会いできた議員とは大変和やかに話をさせ

ていただきまして、話もよく聞いていただき、向こうからもいろいろ質問いただきましてお答えさせていただきましたが、我々のほうとしては、これは党派とかそういうものは一切関係ございません。そういうことで、ただ、住民の願いを実現したいということで動いておりますので、そこんところはぜひお間違いのないように、お願いいたします。そういうことで、清水議員からも小村議員からも激励を頂いております。尾崎議員からも、率先して働くというような言葉も頂いております。私はそういう意味では、非常に和やかにスムーズにやっていけるなという具合に思っておりますけど、もしそういうことがあったらどんどん教えてください。そういうことのないように、私どものほうも心してやっていきたいと思っております。

○委員長（馬本隆夫）

井戸委員。

○委員（井戸太郎）

そういう答弁を頂いたら物すごいありがたいんですけど、前ですかね、会の中でも、なんか弁護士さんの話を動画で載せてはったのかな。それで、ちょっとこれは僕ばかりにされてるよなっていう発言がたまたまあったので、もちろんチェックされてるかどうかは別としてですね。前回でもそうなんですけども、例えば森田委員の発言に対して批判的なことを書いたりとかですね、長良委員がどう発言したとかいろいろありましたからね、そういうのも極力避けてやってほしいなというような思いがあったから、何のプラスにもならないんですよ、平群町のプラスに。だから、それももちろんそういうことも踏まえて言うだけで、これはお願いなんですけど、今ね、そういうことはないっていうことの御答弁を頂きましたので、そのお気持ちは十分に受け取らせていただきました。

○委員長（馬本隆夫）

長良委員。

○委員（長良俊一）

多田さん、須藤さん、御苦労さまでございます。僕は今回の住民の安全を守る確実な対策を求める請願書ってということで、今回、第2号を議会へお預かりさせていただいて、総務建設委員会を委員長に開いていただいた。こうやって傍聴にお見えの皆さんも御苦労さまでございます。私は今、手を挙げましたのは、議会として受けて請願書を議決させてもらう立場として、理事者側、先輩の山田委員も、やはりこの防災工事をどんどん進めていく、危ないからって。あした起こるかもわからん、この時勢の中で順番に行政も、この前10月24日、こうやって太陽光に関する町として一生懸命やっていく、住民の生活、皆

様方の生活を守るために、毎回のように見回りパトロールをし、もしものことがあったらあかん。もしものことが樁台にあったらあかんということで定期的に、また業者を呼び、県との協議をずうっと続けていただいと。僕はこの前も、9月議会でもそういうつもりで質問し、答弁をしていただきました。

今、お尋ねしたいのは、訴訟を抱える案件で、また、あした、あさって起きるかもわからん、この災害に対してね、冷静に県も、協栄ソーラーさんは当然我々の平群の地を自分たちのお商売として使う以上、やはり住民の人たちも納得していただいとって意味でも御説明をし、なるほどなと思ってもらえるような業者さんで本当はあってほしいんですけど、先ほどのお話じゃないんですけども、やはり経費やいろんなのがかかって、なかなか思うように工事業業者も働かないのが現状やと、先ほど多田さんもおっしゃってました。

僕が一番最後に教えてほしい、聞きたいのは、9月、12月と、この1回、2回目の請願書を出して、先ほどの理事者側の話では、審議会、順番に起きてね、処理して3月末ぐらいですか、次、審議会の小委員会さん、順番に行って、ある程度のたたき台、数字をチェックして、1年後、2年後になるかもわからん本工事までに、もしものことがあったらあかんと思うことで、1回目、今日2回目の請願書やと思ってるんですけども、もしね、このまま我々の議会、この12月にお預かりさせてもらって順番にやらせていただいて、3月もこのままでいったら、多分工事もままならんままいってしまう可能性があると思います。じゃあ、次に3月議会にね、また第3号として、本当に安全は守らなあかんのは、よくよく僕も当然やと思ってるんです。でも、何も県や国のいろんな施策の中の認可事業の中で、我々の平群町の議会に、やはり上位法にのっとって日本の法律が守られてきた中でやってる以上ね、順番に向こうの形を見てからでないと、どうしても判断できないことが我々もあると思うんです。そういった観点から、この2回目、3回目、順番に請願書として出していくつもりであるかどうか教えていただけますか。

○委員長（馬本隆夫）

須藤参考人、どうぞ。

○参考人（須藤啓二）

ちょっとね、井戸委員も長良委員もおっしゃってる意味、ハートの中身はよく分かります。正直言いましてね、私が反対の立場やったら、言葉は悪いけどしつこいなというね、私やったらそういうふうになっちゃうんですが。ただ、やはり何回も申し上げるんであれなんですけど、結局下流にですね、請願のほうにも書かせていただいたんですけど、ざっとですね、5,750人の方が樁台、緑ヶ丘等にお住まいやし、特に櫛原さんなんかはね、本当に直下で暮らさ

れてる方が多いんでね、そういうことを考えるとね、なかなか我々も、実は委員さんから見てもお分かりのようにいらいらするところがあったりということですね、だけどやっぱり住民の命を守る、財産を守っていくってことがあるのでね、心を鬼にしてというふうなことをやったり、させていただいてまして、そのあたりはぜひ御容赦いただきたいなと思ってます。

今後につきましてはね、例えば業者さんが速やかに防災計画をお立てになられて、ただし、山田委員がおっしゃったように、かなりの大規模なことにはなるかと思うんですね。ということは、3月の時点でどうなってるかっていうと、正直言いまして非常に困難を伴うと思います。県の課長のお言葉ではですね、県としてはやっぱり大規模な切土、盛土については認めるわけにいかんと。ですから、現状の谷にですね、地形なんかを上手に使ってということ的前提にしたいということはおっしゃってましてね、切土、盛土についてはやはり最低限というふうなことをおっしゃってるんで、そういう中身からいうとね、業者さんがすぐにこういう案でぼーんということは、実は正直言って難しい部分があると思います。かなり精力的にこれを詰めていっていただかないとね、来年の梅雨の時期に間に合わんということも起こりかねないということで、特にこういう議会のほうでですね、そういう請願を採択いただきましてね、言葉は悪いですけど、けつをたたいてほしいというふうには思ってます。よろしく願いいたします。

○委員長（馬本隆夫）

長良委員。

○委員（長良俊一）

須藤さんがおっしゃることはよう分かります。僕はこうやって議会議員となって、2年余りが過ぎましてね、議会という立場で物事を考える。だが、住民の方々の気持ちを酌んで考える、僕は当たり前やと思ってるつもりでいます。ただ、この前の話じゃないけど、何も分かってへんと批判されて、まだまだ勉強不足なことは多いんですけども、どうか役場の担当課の皆さん、町民の方々がこんだけおっしゃってますんでね、法に従って順番にやっていくのは議会の根源だと思ってます。我々もしっかり、もしものことがあったらあかんので、そんなんという思いは全くありません。ただね、法に準じて順番にやっけないと、感情流入だけで議会を進めるわけには残念ながら、僕はいかんと思ってます。どうか理事者側も丁寧な観察と監視を行ってやってください。住民の方々は本当に心配されて、僕も分かる。この写真を見せてもらったら、危ないなって分かる。ただ、順番に業者さんもしろんな形でね、お話をしていただき、県もあまり厳しい数字を見せられたために大分慎重になってしまったなって思

います。それは業者さんが悪かったんだと思いますけども、町民の皆さんがこうやって注目される事案ですので、理事者側の役場の職員の皆さんも御足労ですけども、何度も足を運んで、安心安全だけは守ってやってください。どうぞよろしくお願いいたします。僕はこれで結構です。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにございませんか。委員さん、よろしいですか。委員さんの許可が下りましたので、委員外議員の質問を許可いたします。山本議員。

○委員外議員（山本隆史）

許可ありがとうございます。本日は須藤さん、多田さん、御出席ありがとうございます。先ほどの質問の中で、山田委員の質問がありまして、工事がストップして調整池の維持管理はどう考えているのかというような内容の中で、多田さんが御答弁された中で、この請願文書と若干話がずれてるんですが、ちょっと町当局のほうに確認したいことがあります。勾配を偽造したということで、多田さんはおっしゃっておられたんですが、この勾配は測定にミスがあったということを事業者のほうは言っておるんですけども、そこで県が工事の中止命令を出したということで、先ほど御答弁されたんですが、私の認識ではこれは事業者側が自主的に工事を一時中止したということは認識しておりますが、この辺、町当局はどのように御判断されてますでしょうか。

○委員長（馬本隆夫）

事業部長。

○事業部長

そう言われてみますとですね、確かに県が、例えばその事業者に対して文書で命令をしたというようなものを見たことはないんですが、私の認識としましては、工事停止命令がなされて、それに基づいて工事を停止されてるというふうに捉えております。

○委員長（馬本隆夫）

参考人の多田さん、どうぞ。

○参考人（多田恵一）

今、実はここにございますけどもね、奈良県からの工事停止命令っていう、もう写真つきで出しておりますので、我々のほうの資料の中に。停止命令は出ております。よろしくお願いいたします。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（馬本隆夫）

ないようでしたら、質疑を終結をいたします。

それでは、参考人の多田様、そして須藤様、ここで御退席をいただきます。
大変お疲れさんでございました。御苦勞さんでございました。

参考人退場

○委員長（馬本隆夫）

それでは、これより討論に入ります。討論ございませんか。森田委員。

○委員（森田 勝）

私は本請願に反対の立場で討論いたします。

先ほど町当局から御説明がありましたように、請願で求められております防災工事等につきましては、県は事業者の協栄ソーラーステーションに適切に指導していただいていることが明らかになっており、御心配の安全性は既に担保されてるといふふうに理解しております。よって、本請願に反対させていただきます。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにごございませんか。稲月委員。

○委員（稲月敏子）

私は本請願、生駒平群発電所防災工事について住民の安全を守る確実な対策を求める請願書については賛成をさせていただく、こういう立場で討論をいたします。

メガソーラー設置のための森林の乱暴な伐採が住民にも知らされず、今年の2月から伐採をされ始めました。また同時に、行政にも知らせず始まり、ほぼ丸裸の山になってしまったのが現状です。山林の伐採をするというときには、本来的にはこのような工法は取らないっていうのが本来だそうです。幾らかのパーツに分けて、まず調整池を造り、その後にその地域について伐採し、そして次にかかっていく、こういうやり方をするのが災害を起こさないやり方、というのが本来のやり方であり、既にあちこちでされています。それを今回のように一気に伐採をしてしまった、こういうことをしてしまっただけです。大雨のときの災害、この危険性は大変大きくなってしまったというのが結果として存在をいたします。だからこそ、このような状況をつくった業者は確実な防災対策を講じるよう、いいかげんな沈砂池ではなく、流量調整機能を持った防災設備の実施を行政として強く求めるのは当然のことと考えます。この間、県

議会の中でそういう能力を持ったものを実施をしていくという協議をされているというようなことも今聞かせていただきましたが、それは当然のことであり、さらに行政としてもそういうことを求めていってほしい。確実にやっていってもらうためには声を上げていっていただく、このことが重要だと私は思います。

私たち議会は、本請願を着実に採択をし、住民の命、財産を守るという、この責務を持った行政に対してしっかり求めていくことが必要であると考え、本請願には賛成をいたします。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにございませんか。山田委員。

○委員（山田仁樹）

請願第2号、生駒平群発電所（太陽光）防災工事について住民の安全を守る確実な対策を求める請願書について、一言意見を申し上げます。

請願書の要旨には、これまで奈良県と事業者間での協議が行われ、県の指導の下、既に応急防災工事が実施されてきたことも明記されています。しかし、まだまだ事業者や奈良県には任せられない、このままでは住民の安全安心が担保できず、どの程度の規模や容量を求められているのか不明ですが、住民の安全安心を守るための防災工事として、流量調整機能を持った調整池を設置してほしいという内容であると思われ、請願の趣旨は一定理解できますが、奈良県のこれまでの指導にも異を唱えるものとなっているように感じます。その上、請願文の理由等の内容を見ますと、①、③については、許認可権のある奈良県の判断に及ぶ部分であり、④についてはこれまでも事業者任せではなく、町としては県の判断に沿って進められてきたことに対し、これらの内容からは、結果的に工事の中止、工事ができなくなることを見越したものになっているように感じ、9月の請願と重なる意図が含まれているように思います。

私は、9月議会での「櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書」を奈良県知事に提出することを求める請願書の討論でも述べましたが、これまでの経緯の中、事業者に対し不信感を募らせておられることも十分理解できますが、一刻も早く仮設であっても防災工事を早急に着手、完了してほしいという気持ちであり、仮に事業がストップし、事業者が撤退してしまえば、防災工事、原状復旧は誰がしてくれるんだというのが一番の心配であります。そのような意味から、防災計画、防災工事を県主導で指導の下、進めていただき、その上で法律及び県条例、要綱にのっとった適正な判断を願うことから請願に反対をいたしましたと述べました。仮に県との協議による合意の上での調整池設置でなく、外的圧力等によって調整池が設置されたとしても、工事そのものが中止、事業者が撤退するという結果になったときは、その

後のしゅんせつ等、調整池の維持管理は誰が責任を持って行っていくのでしょうか。維持管理が適正に行われなければ、かえって危険を伴うものになりかねません。そのためにも、現在の状況から見れば、事業が今後、法にのっとった適切な管理下の下、適正に履行され、安全確保が十分になることが一番大切であると思います。

先ほどの質疑の中では、奈良県は昨日の本会議の一般質問に対し、「雨水の貯留機能の有する仮設沈砂池の設置を11か所、沈砂池の上流部に土砂流出防止柵の設置を14か所の全ての工事の完了を確認しており、今後さらに応急防災工事の一環として、現状で必要な防災調整機能の調査、計画、実施について指導していく」と答弁しています。また、事業者としても現在、奈良県と調整池設置に向け協議中であるとのことであるため、平群町議会としても、これまでどおり、許認可権者である奈良県に一任することが本来の対応であると思うこと。請願の内容は、現在解決に向け進んでおり、この請願については採択する意味が既になくなっていくということ。今後も、引き続き奈良県の対応に注視するという観点等、以上のこと及び生駒平群発電所事業の事案は、現在係争中の案件であることから、この請願には賛成できないという結論に至り、反対をいたします。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（馬本隆夫）

ないようでしたら、討論を終結をいたします。

これより請願第2号について採決を行います。請願第2号について採択することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成者挙手

○委員長（馬本隆夫）

挙手少数であります。よって、請願第2号 生駒平群発電所（太陽光）防災工事について住民の安全を守る確実な対策を求める請願書は不採択すべきものと決定をいたしました。

以上、当委員会に付託を受けました議案の審査はこれで終了をいたします。

町長、閉会に当たりまして御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

総務建設委員の皆様方には、本当に慎重審査いただきまして、ありがとうございました。本日はお疲れさまでした。

○委員長（馬本隆夫）

皆さん、慎重審査いただきまして、本当にありがとうございました。

本日の総務建設委員会はこれをもって閉会いたします。御苦勞さんでございました。

（ブー）

閉 会 （午前 11 時 32 分）